産廃放置、撤去命令従わず 書類 送 検松阪の業者

違反(改善命令違反)の疑 は二十三日、廃棄物処理法 いで松阪市新屋敷町の土木 県警生活環境課と松阪署

類送検したと発表した。 送検容疑は平成十九年二

月十九日、同市下蛸路町と 計約一万平方がに放置して 同市下七見町の土地二カ所

事から全量撤去を命じる改 四千立方がについて、県知 クなどの産業廃棄物約一万 いた木くずや廃プラスチッ

かわらず、期限の同年七月 改善命令に違反した疑い。 善命令を受けていたにもか 二十一日までに撤去せず 金額で解体工事を受け取っ 質はなく、環境への影響は ないらしい。他社より安い

同課によると、男は容疑

「金に余裕のある一ていたが、経営は赤字と黒

|解体業男(+o)を津地検に書 | 時に処分する方法を継続し 一などは借金返済に充ててい | たため、命令を履行できな ていたが、事業で得た利益

|かった」と話している。 同課や県環境森林部廃棄 に告発していた。

| 男は昭和六十年ごろから、 |物監視・指導室によると、

| 平成十五年ごろからたまり 土木解体業を開始。産廃は 始めたという。ほとんど処 理されていないが、有害物

> 字を繰り返し、借金は数千 万円に上るという。

|も出したが、「改善の見込 みがない」と判断し、こと たって繰り返し、改善命令 法に基づく指導を再三にわ し二月に県知事名で松阪署 県は十五年ごろから、同

平成22年4月24日 伊勢新聞